

令和 8 年度

豊川市農業施策に関する意見書

豊川市農業委員会

豊川市農業施策に関する意見書

日頃より、農業委員会の運営に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

我々農業者を取り巻く環境は、少子高齢化による担い手不足、資材価格等の高騰による農業経営の圧迫、地球温暖化の進展による農作物の減産等により、大きく変化しています。このような、農業経営に直結する様々な問題により農業従事者は減少し、遊休農地の増大を招くという深刻な状況が続き、早急な対策が必要となっています。

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり「農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止」「新規参入の促進」に関する取り組みを進めています。

また、市においては、地域の農地利用の将来像を定める「地域計画」が策定され、地域ごとに農地の将来の利用の姿が示されたところです。今後は、この地域計画の実現に向け、関係者間の調整を進めるとともに、継続的な見直しによるブラッシュアップを図りながら、実効性のある取組へとつなげていくことが重要となっています。

つきましては、市と農業委員会が一体となって農地利用の最適化を推進し、本市農業の持続的発展と農業経営の安定及び向上を図るため、積極的な施策を講じられるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和8年7月14日

豊川市長 竹 本 幸 夫 様

豊川市農業委員会
会長 山田 裕也

1 担い手への農地の集積・集約化について

担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、農地中間管理事業や多面的機能支払制度など、優良農地を確保する制度を活用し、基盤整備の推進を図り、利用しやすい農地とする必要があります。

また、地域計画の実現に向けては、話し合いの場で得られた意向を踏まえ、農地の集積のみならず集約化を一体的に進めていくことが重要です。そのため、市や県、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携体制を一層強化するとともに、地域の実情に応じた農地の集積・集約化が円滑に進むよう、必要な支援を講じていただくよう要望します。

2 遊休農地の発生防止・解消及び有害鳥獣対策について

一度、遊休化した農地を再生するには、多くの費用と時間がかかるため、担い手や新規就農者などの負担軽減を図り積極的な農地の借り受けが進むよう、遊休農地の再生活動に対する補助制度の拡充を要望します。

また、遊休農地は、残土置場や資材置場等の違反転用につながりやすいことから、土地所有者等への周知徹底と早期発見・早期是正に向けた取組みの強化が求められます。そのため、農業委員会による農地パトロールの実効性を高め、タブレット端末等を活用した情報共有や記録の高度化を進めるとともに、農地の利用状況及び所有者の意向把握を一体的に推進し、県、農地中間管理機構及び市など関係機関が連携した指導・対応体制の強化を図る必要があります。特に、不在村地主や農業を行わない所有者が保有する農地については、適正な利用に向けた働きかけや意向把握の強化を図るなど、関係機関が連携した対応の充実を要望します。

加えて、有害鳥獣が与える農作物への被害は、農業者の生産意欲を低下させる収入減少を招き、農地を荒廃させてしまう傾向にあります。引き続き、設置済の防護柵の更新やかさ上げによる生活圏への有害鳥獣の侵入防止策を講じていただくとともに、駆除活動を推進する猟友会をはじめとする駆除組織との連携を強化し、更なる駆除体制の強化を図り、農作物被害の防止に努めていただくよう要望します。

3 新規参入の促進について

持続可能な農業振興を図る上では、次世代の担い手育成が重要です。そのため、若手就農者や新規就農者、後継者育成を目的として研修生の受入れを行う農家や親元就農者等に対する市単独の支援制度の構築及び支援の充実を要望します。

また、新規就農者が営農に困ることのないよう、農業経営の安定や農業技術向上に向けた相談支援を充実させるとともに、地域全体で新規就農者を支える体制づくりに向けた話し合いを推進し、定着しやすい環境整備に取り組まれるよう要望します。

一方で、農地取得に係る下限面積要件の撤廃により、新規参入の促進が期待される反面、営農を目的としない農地取得への懸念もあることから、営農目的外の取得抑制に向けた対応を継続されるよう要望します。

4 様々な支援について

本市においては、施設園芸などを中心に、家族で営む個人経営農業が地域農業の基盤となっています。本市農業を持続させ、発展させるためには、家族農業を守っていくことが重要であることから、今後も引き続き、後継者支援や円滑な事業承継に対する取組を推進するとともに、関係団体と連携し、「とよかわスプレーマム」「とよかわバラ」「とよかわおおば」「とよかわトマト」等の地域ブランドの更なる情報発信及び販路拡大に向けた取組を強化し、農業経営の安定及び発展につなげていただくよう要望します。

あわせて、中山間地域や傾斜地における農業については、条件不利地における営農継続が課題となっていることから、その実情に応じた支援の強化を要望します。

また、地域計画の法定化に伴い、農地利用の調整に係る業務の増加が見込まれることから、農業委員会事務局職員の体制強化及び関係機関との連携体制の充実を図るとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員についても、若手や女性の参画が進むよう、選出方法の検討を含めた委員体制の充実を要望します。

今後も、資材価格等の高騰や気候変動等、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、持続可能な農業振興に向けた総合的な施策の推進を期待します。

5 地域計画を踏まえた農地利用の最適化について

本市においては、担い手への農地集積率は2割に満たず、農地の集積・集約はいずれも十分に進んでいないのが現状です。また、農地が面的にまとまらず分散していることから、ほ場の分散による非効率な作業動線や、施設園芸のハウスの点在、畑・水田のまとまりの欠如などにより、効率的な営農や規模拡大の支障となっています。このような分散状態を解消しなければ、担い手への農地集積が進んでも、十分な経営効率

の向上は見込めません。

このため、地域計画を起点に継続的な見直し及び検討を行い、ブラッシュアップを図りながら、農業分野に限らず、関係部署及び関係機関が連携し、地域の実情に応じた土地利用のあり方を整理するとともに、農地の再配置や集約化を段階的に進めていくなど、作業効率の向上に向けた取組を進めていただくよう要望します。